

『認知症高齢者』を巡る個人情報の流通とプライバシー保護について

※本チャート図は、検討中のものであり、個人情報保護法等の解釈について、確定的なものではありません。

●検討するケース●

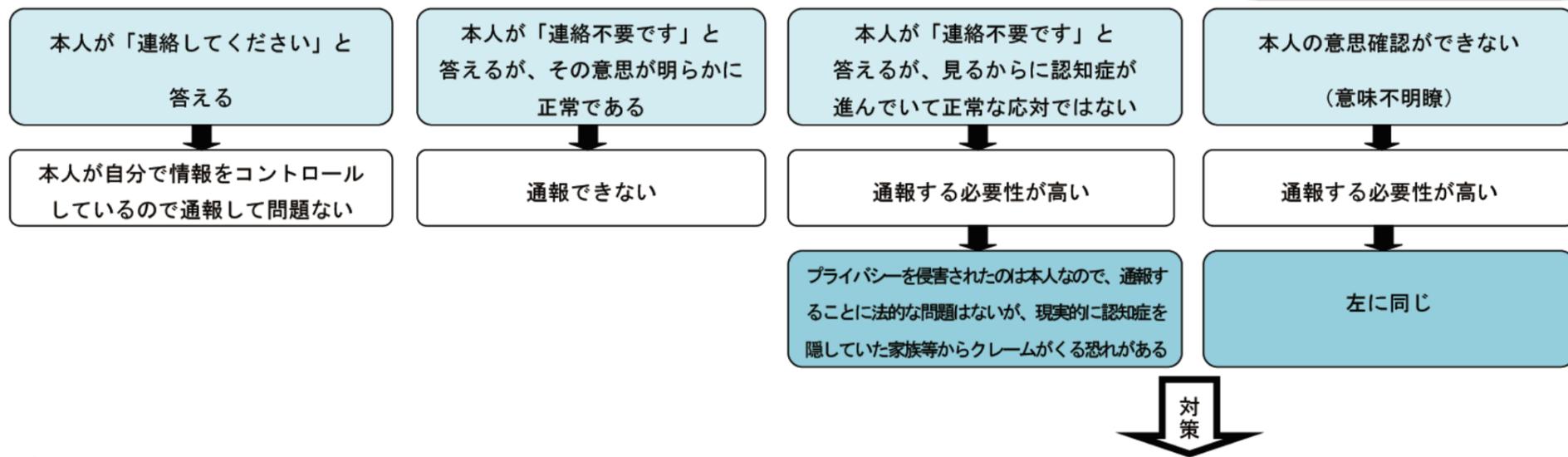
コンビニ内で異常行動がみられる高齢者を店員が発見した。

例) キャッシュコーナーで何度、入力しても出金できていない。/無用なものを買っている。/キャッシュコーナーで慣れない手つきで携帯を片手に指示を仰いでいる。等

この情報を共有するにあたっての問題点とは・・・。

1. コンビニから行政・社協への情報提供の場面において

店員が「困っていませんか。ご家族に連絡しましょうか」と質問する。



この情報は、本人から限定して取得した情報でもなく、偶然に知ってしまった個人情報(的)であるので、個人情報保護法とは関連しない。もっぱら、『本人のプライバシー権』との関係と理解する。どうすれば『プライバシー権』をおかすことにならないか。

(注意)

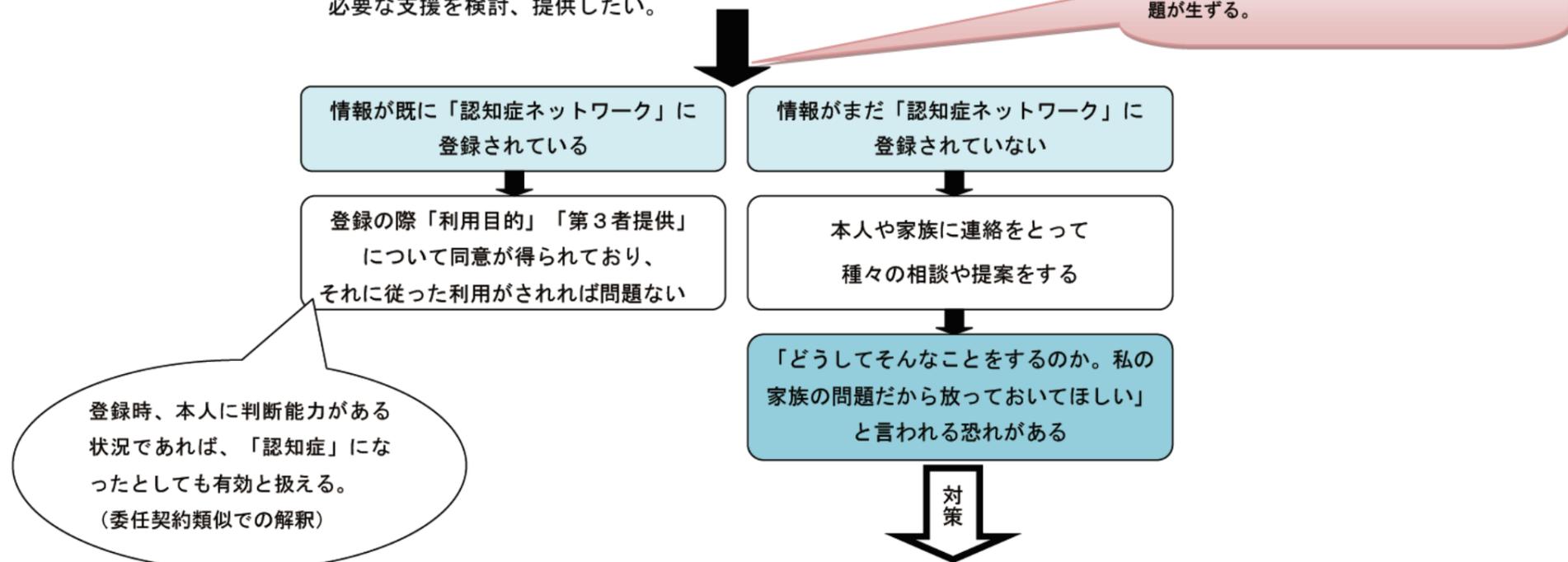
この情報を伝えることは「受ける側」がどのように管理するかがむしろ問題となる。

「コンビニ側」としては、情報を伝えるにあたって「受ける側」が、その情報管理がしっかりしているシステムであれば通報に躊躇しないと思われる。

明確な基準はないが、「個人情報の利用目的制限（個人情報保護法16条）」においても人の生命・身体または財産の保護の為に必要がある場合には目的外利用を許しているのだから、それと同様に解してよいのではないかと。
より確実にするために（普及させるために）、要綱があるかもしれない。
例) 「〇〇等において〇〇の人を発見した時には、〇〇するものとする。
但し、本人が明確にその通報を拒否した時にはこの限りではない」等

2. 情報を受け取った機関において

情報を受けた。行政・社協等で本人・家族と接触し状況確認をした上で、必要な支援を検討、提供したい。



受け取った機関は「個人情報を取得したこと」になる。ここで「個人情報保護法」の適用の問題が生ずる。

登録時、本人に判断能力がある状況であれば、「認知症」になったとしても有効と扱える。
(委任契約類似での解釈)

「行政は住民の生活の安全や健康・権利擁護について任務を負っています。包括は高齢者の方の相談にのるよう法的な権限があり、一方で義務でもあります。そのため私共のところに〇〇さんの情報がまわりました。私達は法律上、守秘義務を負っていますので、この情報を皆様方の了解なく使うことはありません」と説明する。ここでも、要綱的なものがあるれば、理解は得られるかもしれない。その上で、情報を「認知症ネットワーク」に登録するかどうかを確認、登録するよう勧誘する。

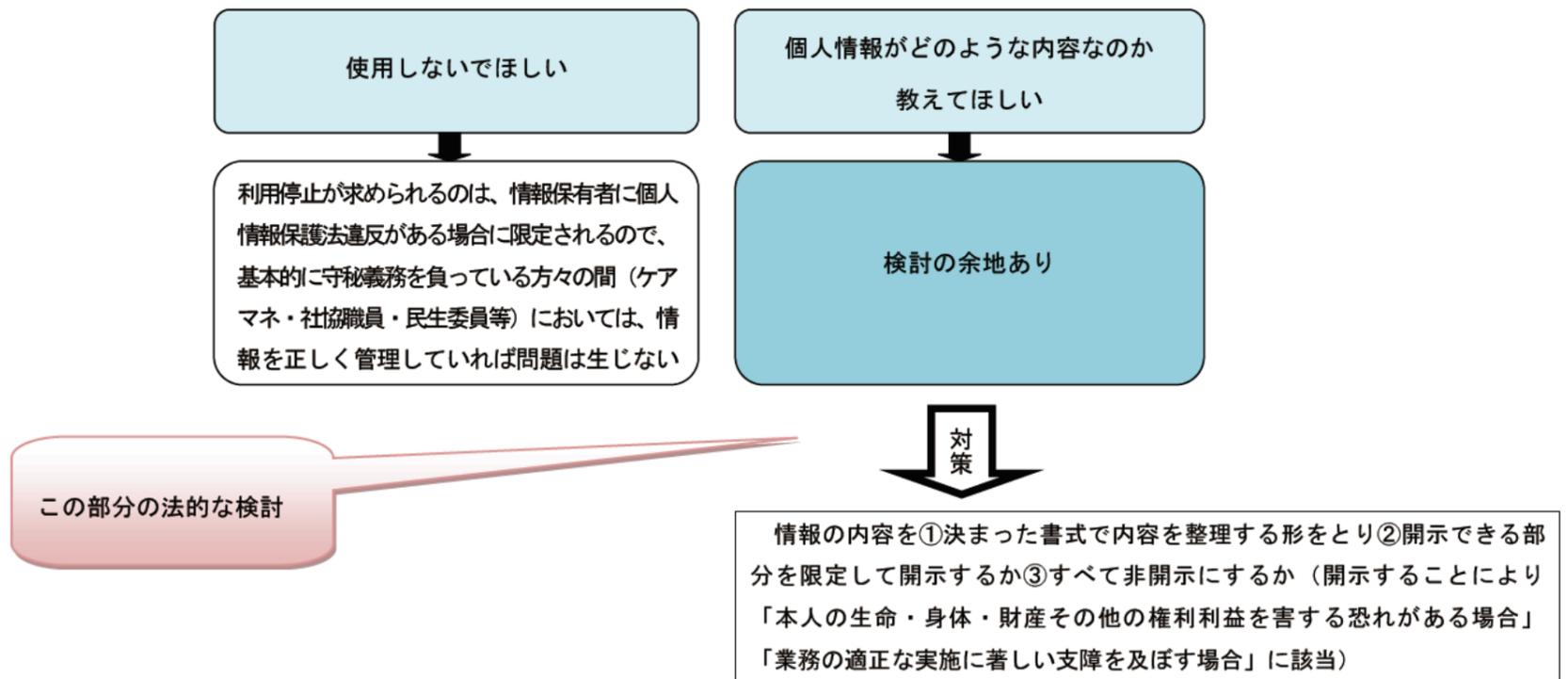
(注意)

本人や家族の承諾が得られない時には、原則として「情報は利用できないし、第三者提供はできない」と考えるべきである。

〈例外〉利用制限・個人情報の保護法16条（利用制限） — 第3提供の制限（同法23条）

●検討するケース●

得た情報を家族から「使用しないでほしい」「個人の情報がどのような内容なのか教えてほしい。」等の要求があった。



この部分の法的な検討

1. 家族や本人が登録を認めた情報について

「その登録情報の利用方法」について定めがあれば、それに基づいて行うことになる。

その際には①共有可能な情報の内容②情報提供先の同意を明記する必要がある。

この場合、広く提供できる場合と限定できる場合に分けて登録させる方法もある

例) 「行政・社会福祉協議会・包括・警察」に止める場合

上記に加え「病院・担当地区の民生委員・老人クラブ連合会・担当自治会長」さらには「近くの商店・会社」にまで広げるか。

2. 登録されていない情報

得た個人情報を利用するためには、本人(家族)の同意が原則必要であるが、例外にそった形での利用は可能。但し、この場合には提供先を相当限定しておく必要があると思われる。(この段階では、情報はあくまで「守秘義務」のある人に限定すべきではないか。)

以上すべてをもう一度整理すると・・・。

① コンビニ等から情報を伝えて頂くことは、原則的問題は生じない。但し、要綱を整備した方がよいか。

- ② 情報の一元管理 ———— 管理するところは「行政」か「社協」か「包括」か。
個人登録制度の推進 ———— 登録の効果(登録した人の情報を広域的か制限的かどう扱えるかを整理必要)
情報の管理の仕方 ———— 「情報表」のフォーマットを整備し、個人からの開示請求に備える。